

質問要旨

1. 統廃合した学校の利用について
2. 留守家庭育成室事業と全児童放課後事業の連携について
3. 市民病院について
4. 東部拠点の開発について
5. 職員数の削減と人件費の抑制について
6. 行政委員会委員の報酬について
7. 教科書採択について
8. 指定管理制度について
9. 職員人事について

質問要約 <抜粋>

【問1】 外郭団体の職員の政治活動は！？

市の外郭団体に天下りした職員OBが、市長の選挙応援の政治活動をしていると聞く、吹田市が人件費を丸抱えしているような団体の職員として、倫理的に問題があり、禁止の通達のようなものを出すべきだと考えるが、市長の見解は？

【市長答弁】

他の自治体でもよくあること、個人の判断に任せる。

【問2】 市民病院のあり方を再検討すべき！

赤字が続き、市民からあまり評判のよくない市民病院の抜本的な改革についての考えを聞きたい。

【答弁】

「市立吹田市民病院改革プラン」で定めた数値目標の達成を目指し、収支安定に向け一層努力していく。経営基盤の安定を図ることが、地域において必要とされる安全で良質な医療を継続的に提供できるものと考えている。

【提案】

市民が求めているのは経営改善以上に、運営改善や職員の意識改革だと考える。それをせずに、200億も借金をして建替えるのが得策か？もっと市民ニーズを分析し、近隣の高機能病院とのすみ分けを目指すべきではないか。市民ニーズが高いのは、外来と救急、リハビリなどをするための療養病床の確保。そうした機能に特化していくことを検討していったらどうか。

【問3】 指定管理者制度の運用指針の見直しを！

本市の指定管理者制度のあり方に問題を感じる。指定を受ける団体の代表が、議員のOBであったり、団体を選考する委員の中に市長の後援会の幹部がいる。まるで、市長の応援をする人のために指定管理がなされているようにも見える。昨年12月に総務省から指定管理者制度についての通知も出ているので、制度趣旨の見直しやコンプライアンスの充実も盛り込んで、制度指針を見直すべきではないか。

【答弁】

今後、総務省から通知のあった留意事項も踏まえ、指針の見直しを検討し、制度の適切な運用に努めていく。

【問4】 行政委員の報酬の見直しを！

選挙管理委員や農業委員といった行政委員の報酬について、勤務時間に対する報酬が高額なことや、議員OBの天下り先になっていることが全国各地で問題となり、訴訟も起きている。本市にも「議員OBの天下り」の指摘はあてはまる。報酬の見直しを見直す予定はあるのか。

【答弁】

現在の社会情勢を勘案する中では、報酬額や支給方法の妥当性など、今日的なあり方について検討する必要があると認識している。

【問5】 教科書採択に市民の意見を！

今年は4年に一度の学校教科書の採択の年。採択手続きのスケジュールは。また、我々、市議会議員や市民の方には採択について意見を述べる機会がないのか。

【答弁】

5月に教育委員会から選定委員の任命および委嘱、その後委員に意見の答申を諮問。7月の教育委員会議において、答申を参考に審議し採択。

6月に見本教科書や意見箱を設置し、市報での広報も行い、市民にも閲覧の機会を設けて意見を頂き、選定委員に届くように取り組む。

(質問全文)

皆さん、おはようございます。吹田新選会、神谷宗幣、会派を代表しまして、質問をさせていただきます。

早いもので1期4年目の最後の質問となりました。昨年9月の代表質問で、新選会が力を入れてきた教育に関するこれまでの質問は、おさらいが済みしておりますので、今回は先日行われました市長あいさつを踏まえ、阪口市長の実績と今後の市政運営の方向性についてお尋ねしたいと思います。

質問に入る前に、所感を述べさせていただこうと思います。

国政の混乱が激しさを増してきました。恐らく近いうちに解散総選挙があるでしょう。しかし、今回の1回の解散ですぐに国政が安定するとは思えません。今後10年間は、解散を繰り返し、国政はますます混乱するでしょうし、諸外国は軍事的・経済的圧力の度合いを強めるでしょう。

このような事態は、2009年の春ごろから想定しておりました。解散総選挙前に、政権交代を予期した我々は、自民党が国民から愛想を尽かされ、政権は民主党に移る。しかし、民主党になれば国政はますます混乱する。そこで、国民がまずいと気づくかどうか、この国の明暗を分ける。国民が危機を認識するためには、政権交代が必要である。また、自民も民主もだめになると、タケノコのように新党が出てくるが、自民党や民主党の国会議員が割れてつくった党であれば、それは看板のかけかえにすぎず、本質的には何も変わらない。

我々が政治家として本当に地域や日本のことを考えるなら、若く優秀な人材が政治の世界に入っていかうと思える仕組みをつくっておかねばならない。今は、ただのばか者呼ばわりされるかもしれないが、だれかがやっておかねばならないこと。気づいた我々から行動していかう、そういった思いを周囲に訴えて、全国の若手政治家や政治家志望者を集める龍馬プロジェクトという活動を始めました。

このプロジェクトの準備を進めるさなかの2009年9月の議会の代表質問では、今ではむなしさすら感じる民主党のマニフェスト、脱官僚政治と地域主権の推進を取り上げ、それが進んでいくことを希望し、権限移譲を受ける地方の課題を次のように申し述べました。

権限を移譲された地方自治体に求められる政策は何か。我々の会派では大きくとらえて、次の4点が重要であると考えます。

1、優秀な人材の登用、育成、活用、2、財政支出や業務のスリム化、3、民間活力の活用、4、若い世代の人が集まる、独自性を持った教育システムの導入です。

市長を初めとする理事者の皆様には、我々の提言も参考にさせていただいて、時代の流れを読んだ先見性のある政策を進めていただきたいと考えます。短期的には市民に嫌がられることであったとしても、次の世代につながる持続可能な吹田市の基礎をつくるために、今大きな変化が始まろうとするこの時期に、長期的視野に立ってやるべきことを断行していただくことを要望しますと述べました。

さらに、2010年9月の代表質問では、国の経済力の疲弊、競争力の低下を論じた後、こうしたことを考えて、国家的な戦略を立てるのは本来国会議員の仕事です。しかし、その国会がここ数年機能していない。毎年リーダーがかわるような状態では、戦略など立てようがありません。また、行き詰まる国政の状況を打破するために、地方分権を進める流れが強まる今日においては、江戸時代のようにそれぞれの地域で生き残りをかけた戦略を考えていくしかないと思っています。

地域に任された課題は大きく分けて二つあると考えます。それは、国に頼らない自立し

た財政運営と人材教育であります。前者に関しては、国の制度改革が必ず必要ですが、人材教育に関しては、現状でも地方自治体レベルで多くの政策が実行できますと、そのような提言をしました。

私たち吹田新選会は、国の行く末を国際的な動きの中で大局的にとらえ、市の改革の方向性を提言してきたつもりです。2年も前から提言してきました。しかし、その間、阪口市長がなされてきたことは、よくわからない安心、安全を訴え、理念条例を幾つか提案し、みずからの選挙の準備をしてこられたようにしか私たちには見えません。言葉だけが踊り、人材登用、財政改革、民間との連携、教育改革、どれ一つ新しい挑戦をされようとはしなかった。我々の提言は、全く届かなかったわけであります。

そんな阪口市長の言動は、口では地方自治を訴えながら、結局は国に頼って吹田市というお山の上で大将をやっておられるようにしか我々には見えません。その証拠に多くの職員の皆さんの目が死んでしまっています。

よって、我々はこのままではいけない、ここで黙って見過ごせば、我々も無気力な自分本位の政治家になり下がると思い、義を見てせざるは勇なきなりの精神で、新しい市政づくりに挑戦するわけであります。

阪口市長、次に当選されても、新しい発想やしがらみを断ち切った改革がなければ、国と一緒にずると吹田市が地盤沈下してしまいます。どこが引き際かを考えて、無血開城をすることが城下に住む住民の幸福につながるのではないのでしょうか。みずからの経験を生かし、新政権の参謀として力を発揮されることがみずからつくられた実績の継承にもつながると考えます。

一方、議員や職員の方に言いたいのは、吹田市には勝海舟がいないのかということであります。目先の損得や保身ではなく、大局を見て、今の執行者に求められている能力、今後必要な改革が何であるのかをトップにしっかりと進言する部下や参謀がいないことが、吹田市の不幸であると考えます。いや、こうした状況は、吹田市だけではなく、日本全体にそうした人材がもういないのかもしれないかもしれません。必死で日々の生活を生きている人は、なかなかこの政治の世界には入ってこれません。まだまだ余裕のある人がのんびりやっているのが日本の政治の世界だと思えます。

まったりとした停滞感の中で、割を食ってツケを回されるのは若い世代で、それはたまったものではないんですが、残念ながら割を食っていることすら気づかない若年層がふえているのが現状です。

政治にかかわるに当たって、地方分権だ、地域主権だというのであれば、本当に自立をする気概を持って政治をやっていきたくと思います。美辞麗句を並べるだけのうさん臭い政治ならば、私は余り長くはかかわりたくありません。そうした思いで我々新選会は肅々と仲間を集め、大きな視点で困難の時代の準備を進めていきたくと思います。

以上の思いを伝えた上で、質問に移りたいと思います。

まず、最初に統廃合した学校の利用方法について。南竹見台小学校、北千里小学校の跡

地を多目的施設や生涯学習センターとして利用するとのことでしたが、あれだけの労力をかけて統廃合を行ったのに、こんなに安易な貸し館のような利用方法にとどめておいていいのでしょうか。今後のことも踏まえて、学校施設の統廃合や、その先の利用方法についてどんな計画を持っておられるのか、具体的にお聞かせください。

また、竹見台の多目的施設にはエレベーターがついていますが、どのぐらい利用されているのでしょうか。市内各学校と公民館のエレベーターの設置状況と利用状況、こうした施設のエレベーターの設置基準をお聞かせください。

次に、留守家庭児童育成室事業とこどもプラザ事業の連携についてお聞きします。3議会連続での質問となりますが、いつも答えがあいまいでわかりませんので、再度質問します。

これまでの答弁では、一体的運営も視野に入れ推進していく、関係部局と連携し検討していくとのことでしたが、どんな検討をしてきたのか、市長の任期も終わりですので、現状の検討結果を示していただきたいと思います。

まず、太陽の広場や地域の学校を実施するために、こどもプラザ推進室という組織がありますが、青少年室から分離した理由は何でしょうか。室を設置するほどの事業規模が大きいのか、分離までしてこれまで何を行ってきたのか、説明を求めます。また、さきに挙げた竹見台多目的施設にこどもプラザ推進室の部屋がありますが、この機能は何でしょうか。御説明ください。

次に、こどもプラザ事業の太陽の広場は、週1回放課後の子供たちの居場所として地域教育、社会教育の一環として実施されたものと聞いています。すべての子供たちが自由に参加して遊べる場ということでした。開催日数をふやし、毎日実施しているところもあり、また地域の学校長や学習アドバイザーなどが配置されていますが、この拡充事業の位置づけなどはどのようなものでしょうか。

阪口市長は、事あるごとに留守家庭児童育成室との連携を推進すると言われていますが、どのような連携を考えられているのか、お聞かせください。

児童福祉の事業で、職員を配置して毎日実施する事業と、地域のボランティアの善意に頼って自由参加を原則とする社会教育の事業は、本来その成り立ち、役割が違うものであり、現状のままでは一体化は難しいのではないのでしょうか。

また、職員の方のレクチャーを聞いておりますと、この二つの事業はそもそも予算額が違うとのこと。それぞれの総予算額と1校当たりの振り分け金額を御説明ください。児童数1,000人の学校も数百人の学校も同じ予算というのはおかしいという不満を聞きますが、この点はどうなっていますか、お聞かせください。

本事業は、小学校で実施されているのに、中学校区を対象エリアとする地域教育協議会に事業をお願いしている合理的な理由をお聞かせください。また、本市には各小学校に青少年対策委員会があり、土曜日の学校開放を受託されています。それぞれの組織に同じような助成金が出されており、整理統合すれば、子供たちにとってよりよい事業が実施でき

るのではないかとと思いますが、今後も現状を変えるつもりはないのでしょうか。また、青少年対策委員会への補助金は、児童数によって金額が異なっていますが、地域教育協議会への委託金は一律であるとのこと。その金額の差はどのように説明されますか。

次に、市民病院についてです。市長あいさつの中では、黒字決算になったということしか触れられていませんでしたが、今後の抜本的な改革についてはいかがお考えですか。

市民病院の在り方検討特別委員会でも、市民病院を市はどういった位置づけに持っていきたいのか、多くの議員が質問しましたが、明確な回答もないまま時間切れとなりました。委員会の期間も短く、ただの論点の洗い出しになってしまったのが残念です。

委員会の中では、市民病院の現地建てかえ、東部拠点やその他の場所への単独移転、循環器病研究センターとの隣接移転などが挙げられていましたが、どの道を選んだにせよ、150億円から200億円の起債、つまり借金が必要とのことでした。この額は相当な金額です。阪大、国立循環器病研究センター、済生会などの高機能病院の充実する吹田市において、これだけの金額を投資して、現在と同規模の急性期型の市民病院を維持する必要性について、市側の見解をお聞かせください。

また、特別委員会で配付された資料によると、債務の返済に充てられる資金が隣接移転の場合は2億円から3億円、単独移転の場合は5億円から6億円となっており、移転をするにしても単独移転したほうが金額的には市側のメリットがあるように思いますが、なぜこういった数字が出ているのに、今回、循環器病研究センターとの隣接移転を提案に上げたのか、その理由を再度お聞かせください。

そして、委員会で他の委員からも同趣旨の指摘がありました。市民病院が東部拠点に移転した場合、市境であることや、交通アクセスがよくなることから、吹田市外の利用者がふえることが予想されます。現状での吹田市外からの利用者は入院が22.8%、外来が12.9%ですが、東部拠点への移転後は確実にこの比率がふえてくると思います。毎年13億円から14億円もの繰入金などを一般会計から投入している現状で、市民税を払っていない方々にサービスが拡大されるというのは、不公平感を感じます。こういった指摘について、市側の見解をお聞かせください。

次は、病院に関連して東部拠点の開発について。

市長あいさつでは、メディカル機能とエコロジカルな機能とが融合したエコメディカルシティをつくと説明されています。メディカルな点に関しては市民病院や循環器病研究センターの移転計画のほかに、どんな計画を具体的に検討中なのか、お聞かせください。

また、循環器病研究センターの移転について、国との交渉の手ごたえはどうでしょうか。花火だけを打ち上げておいて、結局交渉ができなかったというのでは、ガンバスタジアムのような吹田市が恥をかきますので、現状での感触を教えてください。また、エコロジカルな機能とは具体的にどんなことを検討されていますか、お聞かせください。

また、前回の議会で、新幹線に続く列車などの展示施設についてお聞きしたところ、市長から、新幹線車両をシンボルに幅広い世代でにぎわうスポットとなりますよう、市民の

皆さんの御意見もお伺いし判断していきたいとの答弁がありました。今回の市長あいさつでは、東部拠点のこのにぎわいの点について触れられていませんでした。列車展示によるにぎわいスポットをつくるかどうかについて、今後の市長選挙で市民の皆さんの御意見をしっかり聞いていただきたいのですが、市長選挙のマニフェストにはちゃんとこの点を記載して、市民の意見を聞くつもりがあるのかどうか、今回のあいさつのように、そこには触れずにいくのか、市長の考えをお聞かせください。

次に、千里万博公園の跡地利用について。

本議会でスポーツ・レクリエーション地区の用途制限について条例改正が提案されていますが、このタイミングで条例を改正するという事は、今後跡地の利用について何らかのめどや計画が立ったと考えていいのかどうか、お聞かせください。

市長あいさつの中では、万博公園の世界遺産登録がうたわれていますが、本当にそのようなことが可能なのでしょうか。世界遺産登録をするに当たり、何が手続的な要件で、何が課題であるのか、説明を求めます。

また、世界遺産にするということは、スポーツ・レクリエーション地区以外の 220ha の用地については、原則的に今の状態に手を加えず、現状の環境、自然などを保護していく、保全していくという方針で考えておられるのか、あわせてお答えください。

次に、職員数の削減と人件費の抑制についてお聞きします。

市長あいさつの中では、12年間で職員数を538人削減した、人件費を65億円削減したと成果発表されています。確かにこの数字だけを見れば、なかなかの成果に見えますが、これは12年という長いスパンで見た数字のトリックだと私は思います。

吹田市の職員のラスパイレス指数は大阪府下ナンバーワン、人口当たりの職員数も決して少なくはありません。普通地方交付税の交付団体に転落した現状において、次期市長選挙に立候補される阪口市長は、次に御自分が当選された暁には、次の任期4年間で、職員数、人件費をどのぐらいカットされるお心づもりなのか、具体的な数字をお聞かせください。市民の方々が知りたいのは、過去の実績ではなく、今後の方向性や市長の意気込みであると思いますので、具体的な数字でお答えください。

次に、行政委員会の委員報酬についてお聞きします。

今回の議案で、社会教育委員と国民健康保険運営協議会委員の報酬が月額から日額に変更される条例改正が上がってきていますが、行政委員会委員については変更のきざしはありません。行政委員会委員の報酬について見直す予定はあるのでしょうか。

行政委員会は、戦後の民主化の中で米国から取り入れられた制度で、政治的中立性や利害調整が強く求められる問題を取り扱う独立した機関として、国や自治体に設けられています。今の行政委員会は審議が形骸化し、責任の所在を不明確にするための手段となっており、弊害が大きいとして、行政委員会そのものを見直すべきだという専門家の声も多数上がっています。

そして今、全国各地で行政委員の報酬は勤務時間に対して高額であるという住民訴訟が

起こされており、日額制に変える流れがあります。中でもやり玉に上げられるのは選挙管理委員。勤務時間に対する報酬が高額な例が多いことや、多くの自治体で議員OBの天下り先になっているということが多いのが、その理由です。

こうした現状をかんがみ、吹田市の行政委員の現状を見ると、仕事の内容と報酬の額でチェックしていきたいのは、教育委員月額報酬19万5,000円、選挙管理委員月額5万4,000円、農業委員月額4万9,000円、この三つです。吹田市の場合、選挙管理委員の報酬は訴訟を起こされている自治体ほど高くはありませんが、メンバーを見ると、議員OBの天下りになっているという指摘は当てはまります。

ここで質問ですが、さきに挙げた三つの行政委員の昨年度の月ごとの平均勤務時間を教えてください。また、中でも報酬額の多い教育委員の皆さんの仕事は本市においてちゃんと機能しているのでしょうか。教育委員会の議事録を見ると、議論された跡がなく、教育委員会の予算や重点施策についても、教育委員会事務局や市長部局が決めてから議会に提案するためのアリバイづくりのために審議しているようにすら感じます。過去4年で教育委員会で具体的施策提案や修正意見が出されたことがあるのでしょうか。それぞれの数と代表例をお示しください。

また、修正意見が出たとしても、修正可能な時期に審議をしているのかどうか、昨年の4回の議会前の教育委員会議の日程が議会日程の何日前なのか、それぞれお答えください。また、予算編成権は市長にあるといっても、その予算作成に教育委員会議はどの時点でどのように関与しているのか、お答えください。

次に、教育委員に関連して、教科書採択についてお聞きします。

ことは、4年に一度の教科書採択の年です。4月から手続が始まると仄聞しておりますが、本市の採択手続のスケジュールをお聞かせください。

また、吹田市の所属する採択区はどこなのか、都道府県の教育委員会などはどの程度アドバイスをしてくるのか、吹田市教育委員会にどれだけの発言権があるのか、教育委員は何冊の本をどのぐらいの時間をかけて審議するのか、現場の教師には意見を述べる機会があると聞いていますが、我々市議会議員や子供たちの保護者には意見を述べる機会がないのか、これらをあわせてお答えください。

次に、指定管理者制度についてお尋ねします。

今回の条例改正で、自然体験交流センターに指定管理者制度を導入するとありますが、その経緯についてお聞かせください。同センターは2年前にリニューアルが済んだばかりで、新しい運営方法を模索されていたところであると理解しています。

指定管理者制度については、昨年12月28日に総務省の自治行政局長からその運用について通知が出され、片山総務大臣もことしの1月5日の記者会見でそのことに触れてコメントをされています。そのコメントの中で大臣は、指定管理者制度を単なるコストカットのツールとして使うのではなく、その本旨である行政サービスの質の向上のために使い、市民の満足度を高めてほしいとおっしゃっています。

もう少しわかりやすく解釈すると、コストカットになるからといって、何でもかんでも指定管理にすればいいというものではなく、事業の性質上、指定管理になじまないものもあるので、そこをしっかりと考えて制度を利用し、官製ワーキングプアを生まないようにしてほしいといったメッセージです。

このメッセージを真摯に受けとめて考えるなら、自然体験交流センターのような教育関連施設の安易な指定管理への移行は慎重になるべきではないかと考えますが、本施設を指定管理にするメリットとデメリットをお聞かせください。

さらに、吹田市にはほかにもクリエイティブセンターや少年自然の家など教育関連施設がありますが、なぜこちらは直営のまま、今回自然体験交流センターに指定管理者制度を導入するのか、その差異について説明してください。

本市の指定管理者制度については、その政策決定の過程や管理団体の選考の過程が非常に不明確です。昨年の12月議会の文教市民委員会では、武道館や総合運動場の指定管理者の指定の審議をしましたが、二つとも施設の指定を受ける団体が似通っていて、その一つは元議員が代表を務める団体、もう一つは同じ議員を含みメンバーのほとんどが市の職員で構成される団体でした。さらに、その団体を審査した選考委員会のメンバーも市の職員と元職員、また市長の選挙後援会の幹部で多数を占めているような状態。

私は委員長立場でしたので、発言はできませんでしたが、審議を聞いている中で大きな違和感を持ちました。うがった見方かもしれませんが、まるで市長選挙を前に、職員や市長の支援者が結託して、市長を応援してくれる面々が所属する団体に、半ば出来レースで管理が任されたようにも見えました。そんな事実はなかったにせよ、このような疑いを持たれてしまうような人選や不透明な審議過程は見直すべきです。

吹田市には、平成17年1月12日に規定された指定管理者制度についての運用指針がありますが、総務省の通知も踏まえ、制度趣旨の見直しやコンプライアンスの充実などを盛り込んで、指針の改定をすべきではないかと思いますが、担当部局の見解をお聞かせください。

最後に、市の外郭団体への市職員OBの天下りについて。

市の外郭団体はいろいろありますが、主なものとして健康づくり推進事業団、介護老人保健施設事業団、千里リサイクルプラザ、文化振興事業団、国際交流協会、水道サービス公社、施設管理公社のこれらを挙げた場合、それぞれの団体の総職員数と、その中に占める職員OBの人数をお答えください。

我々吹田新選会は、国の官僚の天下りが問題になるのと同じ理由で、自治体職員の外郭団体への再就職にも問題があると考えますが、こうした慣習を残してきた市長はどういったお考えであったのか、合理性のある説明をお願いします。

市の人事状況をかながみると、無計画な市の職員採用のツケが回ってきており、団塊の世代が大量退職していく今、機能不全を起こしている部局もあるとお聞きます。そうであれば、有為なOB職員の力をかりる制度も考えてはどうかというふうに思いますが、こ

の点の見解もお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

(政策推進部長答弁)

政策推進部にいただきました御質問にお答え申し上げます。

まず、平成15年(2003年)3月31日で統廃合されました旧南竹見台小学校につきましては、平成16年(2004年)4月から平成19年(2007年)4月まで、地域の方で構成された小学校跡利用検討委員会と13回にわたり市民の文化や福祉等の向上に資することを目的として協議を行いました。その結果、現在地域活動の拠点となるコミュニティ施設として地元団体が利用されているほか、不登校児童・生徒支援事業やこどもプラザ事業など、本市関連事業につきましても使用しているところでございます。

この施設につきましては、暫定的に使用しているものでございますが、平成19年11月より供用を開始したばかりであり、現時点におきましては、今後の計画等はございません。

また、平成21年(2009年)3月31日で統廃合されました旧北千里小学校につきましては、平成21年1月からこれまで青山台、藤白台、古江台の3連合自治会と7回にわたり、全市的なまちづくりの観点から文化、市民活動等の発信拠点とするため協議を重ね、恒久的な施設として平成24年度(2012年度)中の供用開始を目指し、施設の改修を進めているところでございます。

どちらの施設におきましても、地元の方々の御要望をお聞きしながら、既存施設について最大限有効活用し、よりよいまちづくりのために取り組んでいるところでございます。

次に、行政委員会委員の報酬を見直す予定があるかとのことでございますが、行政委員会委員の報酬は、地方自治法第203条の2第2項に勤務日数に応じて支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでないと規定されており、本市では、吹田市報酬及び費用弁償条例を制定し、その中で報酬額並びにその支給方法を規定しているところでございます。

近年、行政委員会委員報酬につきまして、月額支給の適否を巡って行政訴訟が起きておりますが、司法の判断は分かれている状況でございます。しかし、日額制へ改定、あるいは改定に向けた検討を行う自治体もあり、茨木市では、既に平成22年(2010年)4月から日額制に見直しをされております。また、大阪市は、平成23年度(2011年度)から日額制に変更されると仄聞いたしております。

本市におきましても、現在の社会情勢を勘案する中では、報酬額や支払い方法の妥当性など、今日的なあり方について検討する必要があると認識いたしております。

行政委員会委員は、それぞれ市の執行機関の委員として所管する事務につきまして、みずからの判断と責任において、その事務を誠実に管理及び執行する義務を負っており、その職務内容及び職務に対する責任は重大なものがございます。検討に際しましては、行

政内部だけの議論ではなく、司法判断の動向を注視した中で、外部の意見もお聞きし、慎重に検討してまいりたいと考えております。

なお、選挙管理委員会委員の1人当たりの年間勤務時間数は37時間28分で、月平均にいたしますと3時間7分でございます。また、農業委員会委員の1人当たりの年間勤務時間数は56時間30分で、月平均にいたしますと4時間42分でございます。

次に、指定管理者制度についての運用指針の見直しについてでございますが、本市では、平成17年（2005年）1月に指定管理者制度についての運用指針を制定し、指定管理者制度の運用を図ってまいりましたが、制度の導入から6年余りが経過し、指針について一定、内容の精査を行う時期にあると認識いたしております。

今後は、昨年12月に総務省から通知のございました指定管理者制度の運用についての留意事項も踏まえ、指針の見直しを検討し、制度の適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

次に、外郭団体への市退職者の就職状況についてでございますが、財団法人吹田市施設管理公社、吹田市土地開発公社、財団法人吹田市国際交流協会、財団法人吹田市介護老人保健施設事業団、財団法人吹田市健康づくり推進事業団、財団法人千里リサイクルプラザ、財団法人吹田市水道サービス公社、財団法人吹田市文化振興事業団の8団体の役員総数120名のうち市退職者は13名、役員を除く職員総数180名のうち市退職者は46名でございます。

以上、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

（市民文化部長答弁）

市民文化部にいただきました竹見台多目的施設のエレベーターについての御質問にお答え申し上げます。

竹見台多目的施設は、平成19年（2007年）11月に吹田市立南竹見台小学校跡に、市民の文化、福祉等の向上に資することを目的として、地域の交流はもとより、障がい児の見守り支援や、不登校児童・生徒支援事業、子育て広場、ふれあい交流サロン等を開設し、小さな子供様から高齢者、障がい者の方々に幅広く活用いただいております。

当施設には、障がい者や高齢者の方々も多数御利用されておりますことから、エレベーターを設置いたしておりますが、エレベーターを利用されておられる人数につきましては、実数を把握いたしておりません。施設全体の利用者数は、平成22年度（2010年度）におきましては、1月末日現在で3万5,667人となっており、2階以上の施設を利用される方は、そのうち1万1,695人となっております。

なお、エレベーターを保守点検いたしております管理会社の報告書によりますと、エレベーターの運行回数は同時期におきまして、1万8,193回となっており、1日平均で75.5回となります。

以上、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

(教育総括理事答弁)

学校教育部にいただきました御質問にお答えいたします。

初めに、市内各学校におけるエレベーターについてですが、現在の設置状況は、山田東中学校、片山中学校の2中学校と高野台小学校、片山小学校の2小学校に設置されております。

利用状況については、車いすを使用している児童、生徒のみならず、けが等により上下移動に支援が必要な児童、生徒も活用することで、安全で円滑な学校生活につながっております。

設置に当たっては、これまで当該児童・生徒の障がいの状況により階段昇降機の利用が適さないと判断する場合に、関係部局と協議の上、行ってまいりました。教育委員会といたしましては、学校におけるエレベーターの設置、利用について、本市の特別支援教育の理念である「共に学び、共に育つ」、「一人ひとりに応じたきめ細やかな指導」を基本に考えてまいります。

続いて、教科書採択についての御質問にお答えいたします。

初めに、採択手続のスケジュールと本市の採択地区についてですが、平成23年度(2011年度)は、平成24年度(2012年度)使用中学校教科用図書の採択年に当たっており、吹田市は1市のみで採択できる地区となっていることから、5月に教育委員会より選定委員の任命及び委嘱を行い、第1回選定委員会を本市単独で開催し、平成24年度(2012年度)使用中学校教科用図書の選定に関する意見の答申を諮問いたします。

P T A代表3名や管理職を含む学校関係者9名で構成する選定委員会は、必要な調査を行うために校長及び教員の中から教育委員会が任命した各種目の調査委員による専門的な調査研究を審議し、その内容を教育委員会に答申いたします。7月の教育委員会議においては、答申内容を参考に審議を行い、平成24年度(2012年度)使用中学校教科用図書の採択を行う予定です。

次に、都道府県教育委員会のアドバイスと市教育委員会の発言権についてですが、大阪府教育委員会からは、教科用図書選定資料の提供があり、選定事務について、採択の公正確保や採択方法等について指導はありますが、選定内容や結果については、すべて各市町村教育委員会にゆだねられております。採択に際する本市教育委員の審議について、今年度行われた平成23年度(2011年度)使用小学校教科用図書採択においては、選定委員会の答申をもとに、すべての教科書会社が発行している11種目の教科用図書を閲覧の上、教育委員協議会を含めて3日間にわたりそれぞれおおむね3時間を超える審議を行い、採択をいたしました。

来年度、平成24年度(2012年度)使用中学校教科用図書採択については、15種目とな

ることから、来年度の採択に係る教育委員会議での審議等は、さらに時間がふえるものと考えております。

また、教科書採択における意見を述べる機会に関しては、6月に種目別の意見交流会を設定し、学校現場の教職員の意見を聞く場を設けたり、吹田市立教育センターや拠点校に、見本教科書を配置するとともに意見箱を設置し、市報での広報も行いながら、広く市民や保護者の方々にも閲覧の機会を設け、意見をいただき、その意見が選定委員会に届くよう取り組んでおります。

以上、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

(地域教育部長答弁)

地域教育部にいただきました数点の御質問にお答え申し上げます。

まず初めに、地区公民館のエレベーターの設置状況と利用状況についてでございますが、地区公民館は市内に29館と分館1館を設置しておりますが、そのうち26館はエレベーターを設置しておりません。

エレベーターを設置している地区公民館のうち、西山田地区公民館と南千里地区公民館につきましては、それぞれ出張所等との複合施設としてエレベーターが設置されており、吹一地区公民館のさんくす分館におきましても、施設を借用しているJR吹田駅前のさんくす3番館ビルにエレベーターが設けられております。

公民館単体としてエレベーターを設置いたしましたのは、平成20年度(2008年度)に改築をいたしました岸一地区公民館のみでございます。当該公民館におきましては、公民館講座や文化祭、高齢者の昼食会などで地域の利用者が2階の会議室を使う際に、非常に便利になったとお聞きしております。

また、狭隘解消のため公民館を改築する際には、複数階の施設になる場合にはエレベーターを設置していく方針でございます。

続きまして、こどもプラザ事業に関する御質問にお答え申し上げます。

まず、こどもプラザ推進室が青少年室から分離した理由と、これまでの実績についてでございますが、こどもプラザ推進室は平成19年(2007年)11月12日にこどもプラザ事業、太陽の広場事業の拡充、推進を図ることを目的として設置されました。所掌事務といたしましては、こどもプラザ事業に関する事項並びに全児童の放課後における居場所づくりに係る調査、研究、企画及び調整に関する事項でございます。

具体的な業務といたしましては、地域の教育コミュニティの形成を図るため、地域教育コミュニティ事業を地域教育協議会に委託し、その中で地域教育活動事業、学校支援事業、指導者の養成と確保等さまざまな事業を実施しております。

こどもプラザ推進室におきましては、地域教育フォーラムの主催を初めとした啓発活動や情報提供・情報共有の場の設定、指導者の養成等を市民との協働の視点から実施してい

るところでございます。

また、こどもプラザ事業に関しましては、平成 19 年（2007 年）11 月に、全市一斉ではなく、事業を実施できる地域に対して、教育委員会からの支援として地域の学校長（キャプテン）を配置し、太陽の広場を平日週 3 日ないし週全日の実施に拡充する拡充実施モデル事業を開始いたしました。

この事業につきましては、地域の御理解、御協力を得た中、モデル事業として現在までの 4 年間で 10 校での実施となり、これまで以上に太陽の広場の運営を円滑に実施してきたところでございます。

次に、竹見台多目的施設にあるこどもプラザ推進室の部屋の機能についてでございますが、こどもプラザ事業を推進及び拡充するために設置されたこどもプラザ事業推進本部の事務局を置き、事務作業等に必要な通信、印刷等の設備を備えております。また、会議室を設置し、こどもプラザ事業の実施に係る関係会議、事業に携わるスタッフへの研修の企画等、事業の円滑な運営を図るために利用しております。

次に、太陽の広場拡充実施事業の位置づけについてでございますが、拡充実施モデル校につきましては、地域の学校長（キャプテン）を現場における中心的存在として配置することによって、モデルとして水曜日以外にも開催し、大幅に日数の拡大を実現できたところでございます。また、学習アドバイザーの配置につきましても大阪府の補助事業を活用し、宿題等の見守り活動を実施してまいりました。

拡充実施モデル事業を評価、検証した結果、地域の学校長（キャプテン）の配置による運営体制は円滑で安定した運営の観点から大きく評価できるところでございますが、今後のプラザ事業のあり方につきましては、行政評価の評価委員会の意見等も踏まえ、また留守家庭児童育成室事業との一体的運営も視野に入れ検討しているところでございます。

次に、こどもプラザ事業と留守家庭児童育成室事業との連携についてでございますが、太陽の広場実施校区におきまして、太陽の広場関係者及び学校関係者、留守家庭児童育成室指導員などが参加し、月 1 回程度連絡会議を実施し、子供たちの豊かな放課後づくりに向けて、けがの未然防止や運動場の使用方法の周知、子供理解等の有意義な情報交流を行っております。また、留守家庭児童育成室の児童による遊び計画や、学生ボランティアによる遊び支援にも、太陽の広場の児童が参加し、遊びの共有を通して交流を深めているところでございます。

また、両事業を所管するこどもプラザ推進室と児童育成課は、月 1 回程度、両事業の課題の整理、共有等、連携を深めるための情報交流を行っております。

こういった連携を深める中で事業のあり方について検討を続けておりますが、小学校の教室に余裕がないことや、予算の確保等さまざまな課題がございます。今後、全児童が安心、安全で、より豊かな放課後を過ごせる居場所づくりに向け、留守家庭児童育成室事業とのさらなる効果的連携を進め、充実した事業にしてまいります。

次に、太陽の広場の総予算額や 1 校当たりの所要経費についてでございますが、平成 23

年（2011年）度の当初予算案においては、拡充実施校と通常実施校の合計で、3,522万9,000円でございます。1校当たりにつきましては、拡充五日実施校で468万8,000円、拡充三日実施校で274万2,000円、通常実施校につきましては、月4回実施校では、23万2,000円、月2回実施校では15万3,000円となっております。

拡充実施校と通常実施校の経費の差は、非常勤職員である地域の学校長（キャプテン）の配置の有無と、開催日数の多寡によるものでございます。

また、こどもプラザ事業が地域教育協議会に委託されている理由でございますが、地域教育協議会は、地域のさまざまな人々が力を出し合い、子供の健全育成のため、地域社会挙げての取り組みを推進することを目的として、中学校区を単位として設置しているものでございます。

その組織につきましては、学校、幼稚園、保育園、PTA、自治会、青少年育成に係る各種団体、地域の有志、子供など、地域の実態に合わせてできるだけ幅広く組織することとしております。

こどもプラザ事業は放課後の安心で安全な子供たちの居場所を、学校内において、学校及び地域の大人の見守りを通してつくることを目的としておりますので、その趣旨を踏まえ、学校関係者を含んだ地域教育関係諸団体の集まりである地域教育協議会に委託することが適当であると考えております。

次に、土曜日の学校開放事業と太陽の広場事業との関係についてでございますが、青少年対策委員会への補助事業として、土曜日に小学校の運動場や体育館を開放して利用者の安全を見守る学校開放事業がございます。この事業は平成4年（1992年）9月から月1回の割合で始まり、平成14年（2002年）4月からは毎土曜日の実施となっております。

太陽の広場との共通点は、地域の主体性を尊重した事業である点と、地域のボランティアさんが利用者の遊びを見守るという点でございます。相違点といたしましては、太陽の広場が課業日の放課後に実施され、授業終了後の子供たちが参加するのに対し、学校開放事業は休業日である土曜日に実施され、子供と同伴の大人を含む参加者は事業参加のために小学校まで足を運ぶという点と、一方が委託事業であり、もう一方が補助事業であるという点が主なものでございます。

両事業とも、子供により良質な安心、安全な居場所を提供できるよう、まずそれぞれの事業のあり方の検討を進めてまいります。

次に、小学校の在籍児童数にかかわらず、有償ボランティアの人数が変わらないことについてでございますが、子供を見守るフレンドにつきましては、地域の方々のボランティア参加が基本でございまして、地域教育協議会への委託として、1日に有償ボランティア2名分の謝金を積算しているところでございますが、地域の実情に応じ、無償のボランティアの方々がフレンドとして参加していただいている実態もございます。

議員御指摘のとおり、参加児童数に応じた謝金の積算をすべきではないかと、地域並びに小学校から御指摘をいただいておりますが、課題として認識しておりますが、フレンドとして

の活動を今以上に支援できる仕組みづくりとあわせて検討しているところでございます。

続きまして、世界遺産登録について、教育委員会の考え方をお答え申し上げます。

世界遺産につきましては、文化遺産及び自然遺産を世界全人類の遺産として損傷や破壊等の脅威から保護し、保存することを目的としたものでございまして、昭和47年(1972年)第17回ユネスコ総会において世界遺産条約が採択され、我が国では平成4年(1992年)に条約が批准されたものでございます。

世界遺産への登録の手続的な要件といたしましては、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えたことを示すものであるなどの条約の指針がございまして、資産がその指針の示す価値と適合するものであることや、資産が当初の本来の状態を残しているという真実性、そして必要な要素をすべて備えているという完全性の証明などにより、世界的にも類例のない文化遺産であるという顕著な普遍的価値が認められ、さらに、その文化遺産がその国の法律によって万全の保護措置がとられていることが要件となっております。

千里万博公園の世界遺産への登録につきましては、条約の指針が示す要件を満たしているのか、満たすにはどのようなことが必要なのかといった点や、資産を保護するための景観法、歴史まちづくり法、文化財保護法などさまざまな法令があり、その所管が国土交通省、農林水産省、文部科学省など多岐にわたっておりますことから、これら適用法令の整理と担当部局との調整が必要であることや、さらに大阪府との連携も必要なことなどさまざまな課題があると認識しております。

このようなことから、世界遺産の登録はたやすいものではなく、これらの課題を一つ一つ研究しなければならないものと考えております。しかしながら、世界遺産の登録も、価値を個別に評価するだけでなく、それらが集合してつくり出される文化的な価値や歴史的な意義に着目して登録することもあるなど多彩な評価がなされることから、世界遺産に推挙できる糸口が見出せないかといった視点や、将来世界遺産として評価されることを念頭に保全や改善、創造について新たな考え方を提案するといった視点も含め、関係部局が集まり研究してまいりたいと考えております。

最後に、指定管理者制度についてでございますが、まず、自然体験交流センターの指定管理者制度の導入についての経過でございますが、自然体験交流センターは、平成21年(2009年)7月から、幼児から高齢者まで、あらゆる市民が環境学習、自然体験学習ができる施設として、リニューアルオープンいたしました。その際、多様化する利用者ニーズなどに対応できるよう、施設を利用したさまざまなプログラムの展開など、指導運営事業を市民団体に委託し、その後には、指定管理者制度を導入するという方針を、平成21年(2009年)2月の政策会議で提案し、承認されたものでございます。また、施設の運営審議会には、平成21年(2009年)3月に指定管理者制度の導入について説明させていただいたところでございます。

市民団体への委託につきましては、その期間を平成23年度(2011年度)までの3年と定めて提案型の公募により、受託団体を選定しております。

次に、指定管理者制度のメリット、デメリットでございますが、指定管理者制度の導入に当たっては、本市が公の施設の設置者としての公的責任を十分に果たすことを基本としまして、経済性のみならず市民サービスの向上の観点等も検討が必要であると受けとめております。

メリットといたしましては、年末年始を除く毎日開館の実施、自然体験活動の知識や経験を豊富に持った専門職員による運営指導など、自然体験交流センターの利用者への市民サービスの向上や、また民間団体の経営感覚を生かした運営により、経費の削減も期待できるものと考えております。

その一方で、指定管理者制度の課題といたしまして、総務省の自治行政局長からの指定管理者制度の運用についての通知にございましたように、経費削減のみが優先され、その結果、市民サービスにしわ寄せがいくようなことのないようにすることもあわせて求められているものと認識しております。この点につきましては、市のモニタリング制度を活用し、管理、運営が基本協定書どおり適切に行われているかどうかのチェックをしてまいります。

また、他の教育関連施設への指定管理者制度の導入についてでございますが、例えば制度導入後の職員の処遇や受託団体の有無などの課題がございますことから、直ちに指定管理者制度を導入する時期ではないものの、市民との協働も重要であると受けとめ、制度の導入について、引き続き検討してまいります。

以上、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

(児童部長答弁)

児童部にいただきました数点の御質問にお答え申し上げます。

放課後の子供たちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、平成19年度(2007年度)より留守家庭児童育成室事業と太陽の広場の一体的な運営も視野に入れた連携に向け、本事業の課題整理やあり方、他市の連携状況も含め検討を行ってまいりました。

現状といたしましては、両事業を連携して実施しており、具体的な連携の内容といたしまして、両事業の子供が指導員の企画した集団遊びで一緒に遊んだり、運動場などで遊ぶすべての子供たちを指導員と太陽の広場キャプテン、フレンドがともに見守り、安全に配慮したり、けがや子供同士のトラブルの対応も協力して行っております。また、月1回開催されます太陽の広場主催の会議に指導員も参加して、両事業の情報交換や問題点を出し合い、連携について話し合いを行っているところでございます。

今後につきましても、すべての児童がより豊かな放課後を過ごせるよう、両事業の効果的な連携に努めてまいります。

次に、本事業の総予算と1育成室当たりの振り分け金額についてでございますが、平成23年度(2011年度)当初予算案におきます本事業に係る総予算額は、7億6,671万6,000

円を計上させていただいております。1育成室当たりの振り分け金額につきまして、平均額は2,191万円でございます。各育成室の振り分け金額は、指導員数でおおむね案分されることとなり、指導員の配置につきましては、児童数に応じて必要な人数を育成室に配置いたしております。

また、障がいをもつ児童の受け入れに当たりましては、児童の状況に応じ加配を行うなどの対応を行っているところでございます。また、委託料や消耗品費、備品購入費など、その経費につきましては、内容により育成室数で振り分けるもの、児童数で振り分けるものなどさまざまとなっておりますが、修繕料などにつきましては、状況に応じた振り分けを行っております。

以上、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

(病院事業管理者答弁)

市民病院にいただきました数点の御質問にお答え申し上げます。

初めに、市民病院における今後の抜本的な改革ということでございますが、現在取り組んでおります市立吹田市民病院改革プランで定めました数値目標の達成を目指し、収支の安定に向け、一層の努力をいたしているところでございます。経営基盤の確立と安定を図ることが、地域において必要とされる安全で良質な医療を継続的に提供できるものと考えているところでございます。

次に、現在と同規模の急性期の市民病院を維持する必要性ということでございますが、吹田市内には14の病院がございます。その中にありまして、市民病院は手術、入院を必要とする患者を受け入れる二次救急医療機関として、市内の救急車搬送患者の約3割を受け入れているところでございます。

また、救急医療は市民に最も求められている機能でございまして、独立行政法人国立循環器病研究センターや大阪大学医学部附属病院といった三次救急医療機関と機能分担による連携をすることにより、地域の急性期医療病院として安心、安全な市民生活に貢献することが、公的病院である市民病院の使命と考えております。そのためにも、新病院においても市民が求める医療や機能面の充実を図り、収支計画を十分に考慮した病院を目指してまいりたいと考えております。

次に、国立循環器病研究センター隣接移転の提案理由についてでございますが、市民病院の在り方検討特別委員会に資料として提出いたしました、吹田市新市民病院基本構想(素案)では、単独移転及び国立循環器病研究センターとの隣接移転の二通りの案を御提示させていただいております。市民病院を取り巻く医療環境や患者動向などを調査いたしまして、立地条件、建設費用、診療機能なども勘案いたしました中で、市民が安心して診療を受けていただける市民病院のあり方を御検討いただきたく、二通りの案を御提示させていただいたものでございます。

その中で、国立循環器病研究センターと隣接移転を提案する理由といたしましては、世界的に高度専門医療施設である同センターとの支援連携病院として市民病院が機能いたしますと、同センターが実施しない診療科を当院が補完し受け入れを行うことができ、また緊急の場合には患者様を同センターに転送するなど、必要に応じ互いに搬送しやすい環境となります。

これらにより、医療連携がより一層進展することが期待でき、吹田の恵まれた医療資源を今まで以上に、市民の皆様幅広く提供できる医療連携になるのではないかと考えております。

最後に、市民病院が東部拠点に移転新築した場合に、市民税を払っていない人へのサービス拡大になり、不公平感が生じるのではないかと考えてございますが、沿線人口から推測いたしましても大変大きな医療マーケティングとなり、国立循環器病研究センターとの支援連携病院として機能することにより、病院経営の観点から見ましても大きな効果が期待できるものと考えております。

現在もアクセスがよいという状況ではございませんが、市民の利便性につきましては、JR岸辺駅前ということもございまして、公共交通機関など関係機関と協議し、不便なく来院できますよう努めてまいりたいと考えているところでございます。市民に良質で安全な医療を提供する、市民のための市民病院というのが基本的な立場でございます。

以上、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

(都市整備部長答弁)

都市整備部にいただきました数点の御質問について御答弁申し上げます。

初めに、東部拠点のまちづくりに関します御質問のうち、東部拠点のまちづくりのメディカル機能に係る関連施設の具体案についてでございますが、エコメディカルシティ構想では、高度医療施設をコアとして、それと連携するとともに、相互に関連し合う医療関係施設、医療関係事業者の有機的なまとまりのある集積、それを医療クラスターと言いかえることができますが、東部拠点においてそのような集積を形成することが大きな目標となっており、独立行政法人国立循環器病研究センターと吹田市民病院の病院同士の連携は、この医療クラスターのコアとなる重要なものとなります。

このコア医療施設連携を中心としたクラスター形成においては、移転表明後行われる事業者募集手続において、コア施設と連携して研究、開発を行おうとする医工系事業者、リハビリ系医療施設、宿泊施設などの誘引を検討しております。このような医療系事業の進出には、昨年、企業立地促進法の地域指定を受けたことによる税制面などの優遇措置が誘引効果を発揮すると期待しております。

また、国立循環器病研究センターの移転交渉の状況についてでございますが、昨年12月には、市長、正・副議長を初め、市全体で、厚生労働大臣への移転支援に関して協力依頼

を行うなど、本省とは協議を続けており、最終的な移転判断を行う独立行政法人となった国立循環器病研究センターに対しても、実務者協議を含めた協議を続けております。

次に、エコロジカルな機能についてでございますが、東部拠点のまちづくりにおける環境面の施策につきましては、環境世界都市すいた実現のためのリーディングモデルとしてふさわしいものとなるよう、平成21年（2009年）に策定した東部拠点環境まちづくり計画を基本として、エネルギー基盤事業者などからの提案を受けながら、エネルギーの面的共有や管理、燃料電池などの直流給電利用の検討を行っており、事業者募集手続において、提案に対する評価基準に盛り込むなどの検討を行っております。

続きまして、万博記念公園の跡地利用に関する御質問でございますが、万博記念公園は、博覧会終了後にその跡地で、緑に囲まれた多様な機能を持った公園を目指して、自然文化園地区、スポーツ・レクリエーション地区などからなる広大な記念公園として整備され、万博記念機構により維持、管理されてきました。

しかし、事業仕分けなどによる万博記念機構の廃止と、今後の公園のあり方について、国及び大阪府などで協議を行っておられる状況にあり、また中核的施設でありましたエキスポランドの跡地の活用につきましても、大阪府において今後の活性化に向けての検討が進められているとお聞きしているところでございます。

本市の都市計画マスタープランにおきまして、高度な学術・文化、スポーツ・レクリエーションの拠点としての機能充実を図ることと位置づけており、その機能の充実を図るための施設の立地誘導及び規制をするため、特別用途地区を定めるものでございます。

以上、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

（学校教育部長答弁）

学校教育部にいただきました御質問につきまして、私からも御答弁申し上げます。

最初に、学校施設の統廃合につきましては、現在のところ予定はございません。

次に、教育委員に関する御質問でございますが、まず、昨年度の月ごとの教育委員会委員の勤務につきましては、教育委員会議や市議会などの会議及び各種行事への出席状況は、年間延べ248日で、1人当たり月平均4.13日でございます。なお、勤務時間につきましては、教育委員会委員は、議会の御同意を得て選ばれ、市長から任命される特別職でございますので、一般職の職員とは異なり時間数でははかれない業務であるものと認識しております。

また、それぞれの会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、会議案件につきまして手続に従って御議論いただき、決定しているところでございます。

過去4年間における施策提案や案件に関する修正意見等の具体例についてでございますが、教育委員から御提案や御意見をいただいた点につきましては、教育研究大会の基調講演の講師選定に関しまして、教育委員の中から講師を選定することや、教育委員会の事務

の管理及び執行状況の点検・評価報告書に関しまして、学識経験者からいただいた御意見に対して教育委員会がどのように取り組むのかを記載するべきであるという御意見をいただき、反映いたしました。

また、全国学力・学習状況調査の分析に関しまして、教科学力の結果のみならず、生活実態を含めて分析するべきであるとの御意見をいただき、報告書をまとめたところがございます。さらに、教育先進事例を学ぶために教職員を海外に派遣いたします教職員元気アッププラン事業におきましては、教育委員の強い思いがある中で、派遣者の2次選考の面接にもかかわっていただいております。派遣後の研修報告会への参加等、教職員の意欲や資質の向上に寄与していただいたことなどがございます。

次に、平成22年（2010年）の議会前の教育委員会議の日程でございますが、本会議開催の11日前までには開催しております。また、予算作成につきましては、当初予算の作成に際しまして、各委員から御意見をいただきながら事務局案を作成し、議会提案前に当該年度における重点項目及び全体的な予算の概要を御説明させていただきます。

本市教育委員は、企業経営者、保護者の代表、歌人、大学教授、医師で構成されており、教育専門分野以外からのさまざまな御意見や識見をいただくことにより、教育行政や学校運営が教員等、教育の専門家だけの判断に偏ることなく、合議制に基づくレイマンコントロールが働いているものと考えているところでございます。今後とも広く社会の常識や市民のニーズを施策に適切に反映させることができるよう、さらに市長部局とも一層緊密に連携してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

（総務部長答弁）

市退職者の外郭団体への再雇用につきまして、市長にとのことでございますが、まず、担当の総務部よりお答え申し上げます。

市退職者につきましては、現行は、再任用職員、非常勤職員及び外郭団体等職員として一定の期間、再雇用されているところでございます。このうち、外郭団体等における市退職者の再雇用につきましては、市退職者の処遇を目的とするものでなく、あくまでも、外郭団体等が円滑な業務遂行を行うため、長年、市職員として培ってきた豊富な知識、経験が必要な場合に、外郭団体等からの推薦依頼に基づき、市退職者の中から適任者を推薦しているところでございます。

次に、市退職者の有効活用についてでございますが、再任用制度は、年金制度の改正に対応するためだけでなく、定年後も引き続き働く意欲と能力を有する職員につきましては、長年培った知識、能力、経験を有効に発揮できることについても期待できる退職人材の活用策の一環でありますことから、再任用職員から現役職員に対し、引き続き、業務を通じて知識、技術の継承を行ってもらうことで、再任用職員の有効活用を図ってきたところで

ございます。

今後とも再任用職員のより一層効果的な活用を図ってまいります。御指摘いただきました市退職者に対しましては、現行制度以外の方策につきましては、研究、検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

(危機管理監答弁)

安心安全室にいただきました御質問につきまして、御答弁申し上げます。

本市では、平成20年(2008年)3月に、本市を退職した職員による吹田市災害専門ボランティアを発足させており、災害の際に御活躍いただくことになっております。

この制度は、本市に大規模災害が発生し、またはそのおそれがある場合において、本市を退職した職員が、退職時に在籍した部の職場の支援、避難所の運営補助などの活動に無償で従事していただき、本市職員の被災等による吹田市災害対策本部の機能低下を補うことを目的とするもので、現在、55名が登録されております。

発足後は、毎年、訓練や研修会を実施し、防災知識等のスキルアップに取り組んでいるところでございます。また、各部局それぞれにOB職員の支援がいただけるように、退職説明会などで募集させていただくなど、機会をとらえ登録者の増員に努めているところでございます。

以上、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

(市長答弁)

神谷議員からいただきました御質問に御答弁申し上げます。

まず初めに、車両の展示についてでございますが、JR西日本より譲り受けましたO系新幹線につきましては、東部拠点の緑のふれあい交流創生ゾーンにおきまして、いわば戦後日本の発展を象徴いたします千里ニュータウン、万博、太陽の塔、そしてオリンピック、名神高速あるいは新幹線の建設、こうした歴史を誇りに思える本市の新たな観光資源として有効活用していくものでございます。

今後、当該ゾーンの整備を進める中で、新幹線を核として、子供から大人まで幅広い世代の方に楽しんでいただける場となりますように、市民の皆様の御意見を伺いながら取り組んでまいります。

次に、職員数と人件費についてでございますが、これまで行財政改革の観点から、行政評価システムや事業仕分け評価、市民福祉のさらなる向上のための全事務事業ゼロクリア大作戦を通じまして、時代の変化を先取りする事業体系へと再構築を図ってまいりました。また、職員体制再構築計画案に基づきまして、簡素で効果的な業務執行体制の確立に努めております。さらには、昨年策定いたしました第2期財政健全化計画案前期計画のもと、

全庁を挙げまして、健全な行財政基盤の確立に向け努力をいたしているところでございます。

こうした一連の取り組みにより、職員については平成 25 年（2013 年）度までに約 150 人、人件費につきましては前期計画の期間でございます平成 26 年（2014 年）までの 5 年間で約 30 億円の削減を見込んでおります。

今後とも持続可能な財政基盤の確立に努め、市民福祉を守り抜くことのできる強固な自治体を構築してまいり所存でございます。

最後に、市の外郭団体への市職員 O B の再就職についてでございますが、市が出資している外郭団体は、本市のまちづくりにおきまして重要な役割を担っており、市と協調しながら事業を進めていくことが求められてきたところであります。このため、市職員 O B など、本市行政に精通をいたしました経験豊富な人材に、外郭団体の中で即戦力として力を発揮していただく必要性があるものと認識いたしております。

今後とも各団体の本来の設立目的を踏まえつつ、自主性と自立性を高めながら、より一層効果的な事業運営に努めてまいります。

以上、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

（再質問）

お許しをいただきまして、2 回目の質問をさせていただきます。

1 回目の答弁で、幾つか市長の御意見をお聞きできていないものがありますので、その点をもう一度お聞かせください。

まず、循環器病研究センターとの連携について、国への交渉の手ごたえはどんなものかというふうにお聞きしました。理事者のお話では、表に出せるようなものではないのでということでしたけれども、市長としてどういった手ごたえを感じておられるのか、いけそうなのか、難しいのか、抽象的でも構いませんので、ぜひ教えてください。

それと、新幹線のことをマニフェストに書くのかどうかということです。市民の採択を得なければいけないので、今後も例えば新幹線の横にディーゼルとか雷鳥とか、そんなものを並べるのであれば、しっかりとそういうことをやりますよと述べた上でやっていただきたいということですので、しっかりとマニフェストに書いて市民の真意を問うかどうか、その点をイエスかノーで教えてください。

それと、万博公園の世界遺産への登録についてであります。現状のままで行くのか、それとも手を加えていくのか、それとも市は何も提案せずに、国や府からおりてきた提案を待つ判断をするのか、その点もあわせてお聞かせください。

これらが、1 回目の答弁で、もう少し突っ込んで聞きたいところです。

あと、留守家庭児童育成室事業とこどもプラザ事業との連携についてですが、予算もほ

とんどついていないということがわかりますし、組織もばらばらで機能していない。こんな状況ではボランティアをしてくださる市民の皆さんに負担をかけるだけではないかというふうに思います。私は、3回続けて、この問題を質問してきましたが、よくわかったことは、現状の延長線上では、これ以上の進展はないというふうに感じるということです。もっと大々的な組織改編や予算づけがなければ、やらされている職員さんがかわいそうだと私は思います。これは市長の責任でやってください。この方向でやれというなら、改革後のビジョンをしっかりと示して、予算をつけて、市長みずからが市民に協力をお願いをしてやっていくのがリーダーの仕事ではないでしょうか。

このような事業の本来の目的は、子供たちの健全育成にあるはずですが。話を聞いた当初は、そのための連携や一本化であれば、ぜひ進めてほしいと一議員として思っていました。これまでのやりとりや市長の答弁を聞いていても、全く教育への、子供たちの健全育成への情熱が伝わってきません。市長の思いはどこか違うところにあるように感じます。学童保育も地域の教育も非常に大切なことなのに、こんなあいまいな考えであれば、市長には期待はできません。その点はよくわかりました。

次に、市民病院についてですが、市民が望んでいるのは、経営基盤の確立と安定によるサービスの向上ではなくて、望んでおられるのは運営改善によるよりよい医療サービスの提供であると私は思います。そうであれば、経営の見直し以上に、市民病院のあり方や職員の意識改革をもっと考えるべきだと私は思います。

質問ですが、病院事業管理者は今の吹田市民病院が市民から本当に人気のある、信頼される病院とお感じかどうか、これをイエスかノーでお答えください。2010年8月に発行されました週刊ダイヤモンドの頼れる病院ランキングを見ると、吹田市民病院は、大阪の病院63院中47位、豊中や池田、箕面の市立病院と随分と差をつけられています。

私が受けました市民相談でも、お母様が亡くなった原因を医療過誤ではないかということで市立病院に指摘をすると、500万円までなら議会の承認なしで払えるので、それで何とかならないか、無理なら訴訟してくれというふうに言われたということで、市民の方が大変怒りを持って私のところに相談に来られています。

また、阪大系のお医者さんの知人に聞きますと、系列病院の中でも吹田市民病院には行きたくないという意見があるとのこと。市民病院の実態は、議員やコネクションを持つ人たちが紹介する患者の優先入院機関もしくは大学病院への紹介機関になっているといった風評が多数聞こえてきます。こういった風評の出る現状を改善せずに、200億円もかけて数字だけ黒字にしても意味がないのではないのでしょうか。

また、今の現状で本当に循環器病研究センターとも一緒にやれるのか。また、吹田市の一方的なラブコールで終わってしまわないか心配で仕方がありません。東部拠点に移転したら、交通の便がよくなり市場が拡大するとのことですが、本当に市場が拡大するのか、一般会計からお金をつぎ込まなくても独立採算でいけるぐらいの利益の出る病院になるのか、お答えください。

今の計画ありきでなく、もっと市民ニーズを分析し、他の病院とのすみ分けを目指すべきだと、吹田新選会としては考えています。数字を分析すると、現状の吹田市民病院にニーズが高いのは、外来や救急、リハビリなどをするための療養病床の確保です。そうであれば、外来特化の24時間病院にしたり、療養型専門の入院施設にするほうが市民にも喜ばれ、赤字も絶対に削減できます。お金をかけて東部拠点などに大きな病院を建てても、他の民間病院の経営を圧迫するだけで、市にも市民にも民間病院にも余りメリットがありません。

市民病院の在り方検討特別委員会に参加してから、病院問題に特化して調査を進めてきた結果、市民病院については、移転建てかえの議論の前に、もう一度市民病院の現状分析や職員意識の改革をし、ゼロベースでの議論をしないと、このまま起債による市の借金をふやすだけの建てかえで終わってしまいそうで仕方がありません。計画の再考を求めますが、どうでしょうか、市長のお考えを、この点についてお聞かせください。このまま循環器病研究センターとの隣接移転ありきで進めるおつもりなのかどうか、それをお答えください。

また、循環器病研究センターや万博公園の跡地利用の、そういった答弁を全体的に聞いていまして、またガンバスタジアムの建設のことなども思い返すと、この4年間だけを見ても、阪口市長の政策提案は余りにも思いつきが多い、そのように感じます。

循環器病研究センターの移転について、本当にしっかりと国側と話ができているのか、先ほど答弁を聞きましたけれども、もう一度お答えください。

また、万博公園の世界遺産登録というのは、本当に可能なのか、めどがあるのか。ただ単に国や府からそっぽを向かれて、何も具体的な提案ができないから、打ち上げ花火を上げているのじゃないかというような心配すらあります。

実は、我がまちの市長は、政治手腕や国や財界とのパイプが余りにもないんじゃないかというふうに感じた4年間でありました。本当に打ち上げた花火を実現できるのか、それとも、ただ単に打ち上げているだけなのか、市長の真意の部分をお聞かせください。市長の打ち上げた花火の結末は、我々議会のメンバーの責任にもなってきます。しっかりとお答えください。

次に、教育委員の皆さんのお仕事についてですが、教育委員にお聞きします。月4日ほどの勤務日数、議会の10日ほど前に開かれる教育委員会議で、講師の選定や研修の提案をしたということではありますが、本当にこんなことで教育委員として十分にやりがいを持って仕事をしていただけているのかどうか。我々は委員をお願いした立場の者として、もっとこうした提案がしたい、もっとこんな仕事をさせてほしいという御意見や御要望があれば、ぜひ任期最後の議会でありますので、この議会の場で、その思いのたけといいますか、要望をお聞きしたいと思えます。個人的な見解じゃなくても、他の委員さんの声の代弁でも結構ですので、忌憚のない御意見をお聞かせください。

職員OBの人材活用についてですが、外郭団体への就職もやはり一定数あるようです。

最近、選挙が近くなってきて、よく耳にするのは、こうした外郭団体に行った方々が、市長の選挙のために活動をしているというわけです。確かに外郭団体に就職された皆さんは、地方公務員法の縛りからは外れるかもしれませんが、それでも人件費などは実質上ほとんど市が丸抱えしているようなものです。そんな方々が市長の選挙の応援をしているとなると、これはゆゆしき問題であるというふうに考えます。

日ごろ、市の非常勤の方々が政治活動をしているのはけしからんと市長がよくおっしゃっていると耳にします。その市長が外郭団体の職員の政治活動について、どのように考えておられるのか、見解をお聞かせください。

最後に、職員OBの活用について、再任用で行っているとのことでしたが、再任用と私が先ほど提案した制度の違いは勤務体制にあるんです。再任用であると、一人の働く時間が長いので、これが若手の職員志望の方々の仕事を奪ってないかということが心配なんです。世情を見たときに、市を退職して年金をもらうまでの方と、仕事のない20代の若者では、生活、それから今後の人生の展望が厳しいのは明らかに後者です。そうした、人事のバランスを考えながら、職員OBの皆さんの知識と経験を生かす人事を考えていただきたいというふうに思います。

以上で、2回目の質問を終わります。

(地域教育部長答弁)

神谷議員の2回目の質問につきまして、お答え申し上げます。

世界遺産登録につきまして、国とか大阪府とどういうふうにするかということなんです。今現在いろんな課題がございまして、それを研究していくという形で、関係部局が集まりまして、1回目の勉強会を開いた経過がございまして、登録に対してはいろんな課題がございまして、今後、いろんな研究を重ねていって、それでどうしていくかという結論は出していかねばいけないと思ってるんですけど、今現在研究していくという方針が出ている状態でございまして、よろしく願いいたします。

(都市創造総括監答弁)

市長にということですが、国立循環器病研究センターの移転の手ごたえということですので、担当の私のほうから御答弁をさせていただきます。

昨年12月に市長並びに市議会正・副議長と厚労省のほうに行っていました。またその後、それぞれのレベルで、私どものほうも国立循環器病研究センター側と実務者協議を重ねてきております。その中では、より具体的な中身も含めて、現在お話をしておりますので、実務者レベルでは手ごたえがあるのかなというふうに私どもは思っております。

また、その計画については、ぜひとも実現をしていかなければならない市の重要な施策

やというふうに私どもは考えておりますので、以上よろしくお願い申し上げます。

(病院事業管理者答弁)

市民病院にいただきました再度の数点の質問にお答えさせていただきます。

まず、吹田市民病院が市民から人気があるのか、イエスかノーということでございますが、当然、私はイエスというふうに思っております。現実には数字で申し上げますと、北摂に四つの市民病院があるわけでございますが、1日の平均外来患者数で申し上げますと、この四つの市民病院といいましても、診療科目の関係、あるいはお医者さんの数の関係とかがありますので、一概に比べられないかもしれませんが、吹田市民病院の1日平均の外来患者数が、平成20年度決算で申し上げますと1,108人、そして4市民病院の中で一番多いのが市立豊中病院で1,315人、一番少ないのが箕面市立病院の708人と、こういうことでございます。

また、入院患者で申しますと、これは病床の利用率ということになりますので、病床の多い少ないというのは関係ないわけなんですけど、これも平成20年度でいいますと、吹田市民病院が81%、豊中が90%、池田が89%、箕面が87%といいますと、吹田市民病院が一番少ないと、こういうことにはなりません。

ただし、これは平成21年度は84%、そして平成22年度、まだ決算ではありませんが、見込み数値でいいますと、86%まで上がってきております。そういう意味でも、吹田市民病院は、昔、出口町にあったときから、ずっと市民に親しまれている一番古い病院ではないかと、このように考えております。

次に、新市民病院になったときに黒字が目的なのかと、こういうようなことでございますが、もちろん黒字が目的ではございません。黒字を出すことによって、市民病院が安定的に良質な医療を市民に継続していける、そういうことが目的でありますから、黒字が必要であると、このように考えております。

次に、国循との連携が必要なのかと、このようなことかと思っておりますが、これも市民のために、国循との連携が必要であり、これからも十分な調整、話し合いを国循としていく必要があるのではないかなと、このように思っております。

続きまして、新市民病院になったときに、独立採算でいけるのかと、このようなことでございますが、議会に設置されました市民病院の在り方検討特別委員会に提出させていただきました新市民病院基本構想(素案)におきましても、新市民病院ができましてから数年間、これは建設に係る費用、要するに新しい建物、新しい機械、この減価償却が大きい数字になります。かなりの数字になるわけで、このことから、当初はやっぱり赤字にならざるを得ないかと、このようには思っております。

ただ、その減価償却費が減っていくに従いまして、現実には6年目以降というふうに考えておりますが、そこから経常収支の黒字が見込まれるのではないかと、このように思っ

ております。ただし、法定繰入金につきましては、これは新市民病院になったといたしましても、やはり必要なものであると、このように考えております。

最後に、循環器病研究センターの隣接移転が必要なのかと、このようなことでございますが、これは最初の答弁でも申し上げました世界的な高度専門医療施設である同センターとの支援連携病院として市民病院が機能することが吹田の市民の皆様幅広く恵まれた医療を提供することにつながると、このように考えておりますので、どうぞよろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

(教育委員会委員長職務代理者答弁)

教育委員の仕事について、教育委員にとのことでございますが、御承知のとおり、教育委員会は合議制の機関でございますので、一教育委員としての所見、考えているところをお答え申し上げたいと存じます。

私が教育委員になってから2年3カ月がたつわけですが、正直申し上げて、なる前に抱いていたイメージよりも、はるかに忙しく、はるかにみんなが意見を言っているというのが実感であります。実際に定例の教育委員会議以外に教育委員協議会というものもやっておりますが、その中では、さすがにいろいろな分野からの教育委員が集まっておりますので、それぞれの違った角度からの質問、意見なんか、本当に自由闊達に飛び交っております。それで、私も入って間もないころから、自由に発言してもいいんだなということで、いろいろと発言はさせていただいているところです。

ただ、やはりみんな本業がありまして、非常勤ということですから、おのずと時間的制約というのはあると思います。ですから、もっと現場に行ったりとか、現場の情報を得たいなと思っても、やはりそれは時間的な制約との関係で、必ずしも満足のあることにはなっていないのかなとは思いますが、ただ教育委員会に対してはいろいろな御意見があるということも、教育委員は皆承知しておりますので、今はあるべき教育委員会の姿がどのようなものなのかというのは、委員が集まったときにもよく話をしておりますし、これからも考えていきたいと思っております。

以上、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

(教育長答弁)

留守家庭児童育成室とこどもプラザとの連携、あるいはそのあり方につきまして、市長にとのことでございますけれども、この問題につきましては、教育委員会と市長部局とで、ここ数年どうあるべきかということとずっと検討をまいりました。児童部と教育委員会で、当時の青少年室、そして現在のこどもプラザ推進室のほうで、事業のあり方、連携のあり方、組織のあり方等を協議してまいった経過がございます。

いわゆる留守家庭児童、学童保育が行われております場所は、教育委員会が所管をいたしております小学校でございます。小学校の施設を使っておりますし、対象は小学生という、学校教育の対象であります児童でございます。そうしたことから、市によりましては、市長部局のほうで対処していたものを、教育委員会で統合して一体的に取り組んでいくという市もあれば、またその逆のところもございますが、私どものほうでは、就学後、小学校入学後の一体的な組織運営ということの一つの方向性として、組織的統合を、一体的な統合を視野に入れて、今後取り組んでまいりたいというふうに考えております。なお幾つか詰める点もございますので、両部で市長部局と教育委員会でさらに検討はしておりますが、そうした方向性で取り組んでいるということでございますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

(総務部長答弁)

2点の追加の御質問をいただきました。まず1点目でございますけれども、再任用制度があることによって、若者の就職の機会を奪っているんじゃないかというふうな御質問であったと思います。これにつきましては、再任用制度につきましては、法律、条例に基づきまして、いわゆる全国自治体の一律標準的な再任用制度ということでございます。基本的に本人が希望をいたしましたら、再雇用するものでございますので、この制度につきましては、そういう制度ということで御理解いただきたいと思っております。

次に、OB職員の選挙活動についての御質問もいただきました。これは議員がおっしゃっておられましたように、いわゆる地方公務員法第36条、政治的な行為の制限、これは適用除外となります。ただし、これは一市民として公職選挙法の適用となりますので、その辺の整合性を図りながらやっていかれているものと思っておりますので、私からは、ちょっとそれ以上のことは言及することができないということで、よろしく御理解賜りますようお願いいたします。

(副市長答弁)

国立循環器病研究センターにつきまして、実務担当の責任者として御答弁を申し上げます。

感触というよりは、これはもう実務上の事実として申し上げたいと思っておりますけど、ことしの1月ですが、厚生労働省医政局政策医療課長とお会いいたしまして、手順等の調整をいたしました。おかれているという中身の話ですけれども、やはり、国家戦略として、成長戦略の中で国立循環器病研究センターあるいはがんセンターというものが位置づけられているということもございますので、それと大体が同一地での建てかえが多いわけですが、移転建てかえというのは初めてということがございます。それと、独立行政法人

としての、これは独立採算制ということをとっておりますので、それについての資金計画についての、今、最終の詰めということでございます。

そういう意味では、全く計画上もない、あるいは実務上もないという話でもございましたけれども、さかのぼりますと、昨年3月には企業立地促進法の適用で、長浜から神戸に至るまでの地域の中で、吹田市の東部拠点というものが位置づけられました。さらに8月27日には、同じく企業立地促進法で大阪北部地域ということで位置づけられております。これは何の根拠もなしで、各省庁間の連携なしに、そういう認定を打つはずはございません。

と申しますのは、これは大臣が承認されておられます。厚生労働大臣が入っておられます。国土交通省、あるいは経済産業省の各大臣が入った上での認証ということでございます。ある意味では異例でございます。更地であるところへそういう認定を打つということでございますので、これまでのさまざまな計画の積み上げについて実績を評価され、あるいは、ヒアリングをされた上での結果であろうというふうに私どもは思っております。そういう意味では、手ごたえというよりも、実務上は着々と積み上がっているということでございます。

さらに付言させていただきますと、昨年の臨時国会におきまして、研究費予算につきまして115億円の研究所経費がついたわけでございますけれども、これについては本年の2月18日に独立行政法人国立循環器病研究センターに対し、厚生労働省から115億円、現金として出資金が振り込まれております。そういう意味では、実務上は着々と進んでいるということ、ある意味では手ごたえというお言葉で、お話をさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

(市長答弁)

3点ほど私のほうからお答えさせていただきます。

関西経済同友会の常任幹事の女性の方、篠崎さんという方ですけれども、その方が専務理事の方と事務局の方と3人で市長就任早々に来られまして、梅北を進めたいと、ついては吹田操車場跡地に梅田北ヤードの機能の半分の移転を進めてもらえますかということで来られまして、進めますよというようなことを。

それで、先般、会談をしまして、4月15日の市報にその中の発言が出てまいると思いませんけれども、そのときに、私が吹田は梅田北ヤードの弟分ですと、後ろについていきますと言うたんですけども、そうじゃないと、吹田は梅田北ヤードの生みの親ですと、そんなふうに言うていただきまして、私はびっくりしたんですけども。結局吹田がなければ、梅田北ヤードもできないと。表裏一体、私は太陽と月やと思っておったんですが、梅田北ヤードの開発整備を進めている皆さん方は、非常に吹田を高く評価してもらっておりますし、

吹田がそういう協力をしてくれたおかげで、梅北が進んでいるというふうなことでありますから、そういったメンバーさんと今でもおつき合いをしております。

また、国循の問題でも、今、副市長が言いましたけども、もともとは大阪府と吹田市が連携して、大阪府は最低でも府内で、どうあっても府内での移転であると、建てかえをされるというときには、府内での移転であると。これは副知事とのやりとりですけども、吹田は当然吹田市内ですよと、市内の移転ですよと。市内であれば府内ですから、全く意見が合致するというようなことで、それでやってまいりまして、当初大阪府は北千里高校の敷地への移転をやりますと言っておったんですが、結局、財政の問題でできなかったんですね。

ですから、結局、面積が狭いままで現地建てかえをしなければならないというハンディキャップが最初からありましたので、もともと現地建てかえというものの、何とか面積を広げてやりたいという気持ちがあったわけです。やっぱりどうしても面積が狭いということがついて回りまして、吹田操車場、東部拠点への移転もやはり考えないかんというふうに変わってきているというわけであります。

そして、先般、正副議長さん、私、各会派の代表の皆様方と一緒に、12月8日でしたか、要望、陳情に行かせていただいて、そのときには副大臣、副大臣は今現在は党の幹事長代理をやられてますから、こんなに太いパイプは私はないと思っております。大阪府7区選出の国会議員、代議士ですから、強力に太いパイプであります。

そして、そういう関係で、そのときに事務次官もいてはりまして、事務次官に、吹田操車場、東部拠点も移転する場合は最有力候補の一つであると、そういう発言もしていただきました。私も留飲が下がる思いをいたしました。

そんな状況でありますから、私は手ごたえといいますか、自分の勤は、現地もしくは東部拠点しかない、そんなふうは今確信を、手ごたえどころやなしに、確信をしているところでございます。それしかあり得ない。

新幹線のマニフェストの話ですけども、最初は伊藤議員に何年か前に質問をしていただきました。あのときは、新幹線、S L、雷鳥と、操車場でしたから貨物の4台ぐらいは置きたいなんて申しておったんですけども、なかなかそうはいかない、物理的な制約がありますから、それを限定していかなければならないと思っております。それをA4判の裏表のマニフェストに果たしてそこまで書けるのかどうか、そういう細かいところまで、それは事務的に検討しなきゃならないと思っております。ちっちゃい紙面しかありませんので、それは考えさせていただきます。

万博の世界遺産の問題ですけども、来年、千里ニュータウンが50周年を迎えます。文科省の文化遺産の担当や地域教育部から聞いておりますけども、50年というのは一つの大きな歴史的な蓄積があるというようなことで、50年になれば文化遺産としておおむね認めていただけると。千里ニュータウンは周辺緑地で守られておりますから、スプロール現象はないというようなことですね。まち全体が周辺緑地で守られている、そういった千里ニュー

一タウンと、万博がことしで41年、これももうしばらくしたら50年になります。そういった50年とかという大きな節目に向けて、吹田のそういう文化遺産、環境遺産をやはり誇りに思って、そして世界に発信していきたい、発信していこうと、その手続の一つとして世界遺産があるというわけでありまして、誇りに思いながら、そういうPRをしていき、自慢をしていき、機運を盛り上げていこうと、そういうスタートを来年からするというような、そういうようなことをございまして、世界遺産といったから、すぐになるというようなことは到底考えておりませんが、そういう自慢をしていこうと、郷土のそういう歴史文化遺産、環境遺産を自慢していこうと、そんなことで、今、機運を盛り上げていこうとっております。

ガンバスタジアムの建てかえも、これは私がアドバルーンを上げたのではなくて、アドバルーンを上げたのは高槻の市長でございます。私がアドバルーンを上げたのではなしに、新社長がガンバスタジアムを建てかえたい、現地で建てかえたいということをおととしですか、就任早々に来られまして、ガンバスタジアムを現地で建てかえたい、そして、市には一切負担をかけません、これまでは鹿島にしる浦和にしる、地元の県やら市が相当の負担をしましたけれども、私のところは市には負担を一切かけません、そしたら協力しますと、こういう話をございまして、決して私のアドバルーンではございません。これだけははっきりと申し上げておきます。

国循の関係の市民病院もやっぱり、国循というレベルの高い病院があれば、その横に市民病院も出てまいりましたら、市民病院の質的なレベルも相当高くなるのではないかなと、公立病院が壊れそうな現状の中で、これは公立病院のやはり大きな活性化につながると、お互いに補完しながら、できればそういう形で市民病院もサポートしながら、みずからも高めていきたいと、このように思っているところでございます。

そんなことで、私はこれからも地道に市民の皆さん方と連携しながら取り組んでまいります。どうかよろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

(再々質問)

お許しをいただきまして、3回目の質問をさせていただきます。

さまざまな答弁をありがとうございました。1点目、市長の答弁がなかったのは、政治活動をどう思いますかという点がありませんでした。先ほど部長からもあったように、法律には触れないんです。法律には触れないですけど、倫理的に問題があるんじゃないですかという点についてお聞きしたいわけです。

先ほどの指定管理者の問題でもそうです。市長に近い方がそういったところにどんどん入ってこられるとか、市長とおつき合いのあった方々がそういう外郭団体について、活動しておられるということに対して、我々は倫理的に違和感を覚えるわけです。それについてどのように感じておられるのか、もしおかしいなと、やっぱりそれは正しい目で見たら

おかしいなと感じであれば、そういうことはするなという通知を出して、公平にやっ
ていかれるのが、私はリーダーの取る道ではないかと思しますので、その点の所感をお聞か
せください。

それから、万博です。自慢をしていくのはいいんですけども、世界遺産という言葉がひ
とり歩きしますと、万博って結局吹田市の持ち物じゃないですよ。国とか府がいろいろ
これからやっていくときに、吹田市が先に世界遺産だって打ち上げるのはいいんですけ
ど、国や府が全然違う政策を出してきたときに、これは吹田市が勝手に言うとしたこと
になったんでは、後々また市民から言われます。ですから、その点も自慢していただく
のはいいです。万博は私もすばらしいところだと思いますし、いいんですけど、その仕方が
ちょっと計画性がなさ過ぎるなというふうに思うので、もう少し再考してください。

それと、病院の件です。確かに国循と一緒になれば市民病院の質は上がるかもしれませ
んが、そこにかかる経費が大きいわけです、200億円とか。だから、そこまで本当に市民病
院で要りますかと、国循との連携というふうに、先ほど病院事業管理者はおっしゃって
おられましたけど、吹田市にはこれだけたくさんの病院があるわけですから、そこの現状
でのネットワークをもっとうまくして、むしろ本当に何かに特化するような形で、公的医
療の最後のとりでを市民病院が守っていくような、そんな位置づけでいいんじゃないです
か。市民病院をもっとパワーアップして、人気を上げてお金を稼ぐということ、本当に
税金を使ってする必要はあるのか。それをやったとしても、市からの繰入金が無かったら、
やっぱりやっていけないというような、そんな答弁でしたから、それはちょっと計画と
しておかしいんじゃないかなという点、どうでしょうね、市長、その点だけちょっと、まだ
計画段階なのか、もうそれでいこうと思っておられるのか、明言していただきたい。

あと最後に、新幹線なんですけど、マニフェストに書く書かないというのは、市長が市
民の民意を問うというふうにおっしゃっているので、ぜひ聞いてくださいねという私から
の要望です。もう前から新幹線については反対してきましたし、今後、列車を置くこと
についても反対をしています。でも、市民の声があるんだ、そういう要望があるんだとい
うことであれば、ぜひそれを市民に公表した上でやっていただきたいんです。私たちが聞く
のは、何であんなものを置いたんだという意見のほうが多いわけです。ですから、再々こ
うやって取り上げて意見を言っていると。

だから、やっぱり1個1個やりたいことは、自分が実現していきたいことはマニフェ
ストに書いて、こういう形でやりますよと、そんなリーダーを選んでくださいねというこ
とですから、都合のいいことだけを書くのではなくて、自分がやろうと考えておられるこ
とをしっかりと列記した上で、これをやる市長として皆さんを選んでくださいねというの
がフェアなやり方ではないかと思えます。もう一度その辺、私の要望を踏まえて答弁を願
います。

(市長答弁)

外郭団体関係の職員、社員の政治活動でございますが、これは法的には問題がございません。いろんな府や市を知っておりますけれども、外郭団体の職員が後援会の名刺を持って回っているというようなことは、もう公然のごとくやられているところもありますが、私はあえて道義的な問題もありますから、それはしませんけれども、それは本人のためにも危険なことはしないように、十分慎重に、あくまでも本人の問題です。こちらを抑えてやらせていただきたいと、そのように思っております。

万博、世界遺産、これもやはり国が47都道府県、800ほどの市のそのような国の自慢とすべき名勝ですね、国がしてくれるとは思いません。また、大阪府も能勢町から岬町までありますから、府が全部それを担当するとは思いません。やっぱり地元がそういう思いを持って取り組んでいく、発信をしていくという、ここからやっぱり味方をつくっていくのではないかと思いますから、国や府に頼るわけではなしに、市がやはり自主、自律をして、そういう問題意識で、そういう目標を市民と共有しながら、市民に要らないと言われたら、もうしませんけれども、市民の思いをみずからの思いとしてやっていくという立場でございますから、市民の思いがあれば、私はやっていきます。そんなことでございます。

病院の問題は、議会で特別委員会をつくっていただきましたので、まずは議会の皆様方と相談、共有しながら、どういった方向がいいのか、まず方向性を一緒に出させていたいただきたいと、隣接移転がいいのか、単独建てかえ、あるいは改修がいいのか、それは、そういう意味で特別委員会をつくっていただいたと思っておりますので、そこでやはりきちんと議論したいと思っております。

新幹線の問題も、先ほど言いましたように、個別具体の事務事業でございますけれども、そういうふうに思いをできるだけ市民と共有するためには、マニフェストでということも一つの方法だと思いますので、そういう方向で頑張っていきたいと思っております。どうかよろしくをお願いします。